

治癒証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を防ぐことで、できるだけ子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について治癒証明書の提出をお願いいたします。

さいたまちとせ保育園

クラス

園児氏名

該当疾患 に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱した日を0日として、その後3日間を過ぎてから
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	発熱・のどの赤み・目の充血が消失してから2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌物質製剤による治療を終了するまで
	結核	医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157 など）	症状が始まり抗菌剤により治療が終了し48時間あけて連続2回の検便でいずれも陰性が確認されるまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
	その他	

上記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染の恐れはないと判断したので令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

()

証明日 令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印